

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.014

処 分 名	生産緑地の買取の申出
処 分 の 概 要	生産緑地の所有者は、生産緑地法第 10 条の要件を満たす場合、市に当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができます。 この申し出に対して審査を行い、基準を満たしていれば申し出を受けられるものです。
根拠法令等・条項	生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条
審 査 基 準	○生産緑地法第 10 条の要件を満たしている場合のみ、買い取りの申し出ができます。 【要件】 ・生産緑地地区に指定されてから 30 年を経過したとき ・農業の主たる従事者が死亡したとき ・農業の主たる従事者が農業に従事することを不可能とさせる故障を有するに至ったとき ○申し出には、国土交通省令で定める指定の様式が必要です。
標準処理期間	30 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/toshi/shisaku/seisanryokuti.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■生産緑地法

(生産緑地の買取りの申出)

第10条 生産緑地（生産緑地のうち土地区画整理法第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地。この項後段において同じ。）の所有者は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示の日から起算して30年を経過したとき、又は当該告示後に当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき国土交通省令で定めるところにより算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものを有するに至つたときは、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となっているときは、第12条第1項又は第2項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。